

(写)

令和3年11月10日

熊本市長 大 西 一 史 様

熊本市環境審議会長 篠 原 亮 太

第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方
について（答申）

令和3年3月31日付け 環政発第530号で諮問されました第
4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的な考え方につい
て、別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和 3 年 11 月 10 日

熊本市環境審議会

第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方について

1 はじめに

環境総合計画は、熊本市環境基本条例に基づき、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画として策定するものです。熊本市では全国に先駆け、昭和63年に環境基本条例を制定し、平成5年に第1次となる環境総合計画を策定以降、第3次に至るまで計画を策定し環境行政を推進しています。

各分野の個別計画と一体となって、第3次熊本市環境総合計画（以下、「第3次計画」という。）を総合的に推進してきた結果、温室効果ガス排出量の削減や地下水保全の取組、リサイクル率の上昇など、中目標の半数は概ね順調に取組が進捗しました。

一方で、緑の保全や生物多様性の損失への対策、熊本地震で大打撃を受けた歴史的・文化的環境や、環境教育等の取組は、進捗が低調であったと言わざるを得ません。

平成23年の第3次計画策定以降、環境・経済・社会の複合的な課題や、気候変動など地球規模の環境の危機的状況に加え、カーボンニュートラルや生物多様性の保全といった国際的な動向もあり、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

環境に関する様々な課題は今後も生じることが想定され、持続可能な社会の実現に向けて、環境分野の個別計画に基づく取組を着実に進めるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の視点で、環境分野全般に関する施策の方向性を示し、また多様な分野と連携しながら計画を推進するためには、環境総合計画は必要な存在です。

熊本市環境審議会（以下、「審議会」という。）は、熊本市長から令和3年3月31日に、熊本市環境基本条例に基づく環境総合計画の策定にあたって、熊本市が地域の環境課題及び地球環境問題に適切に対応するとともに、市民生活における良好な環境を維持、形成し、将来世代に引き継いでいくための新たな計画はいかにあるべきかについて諮問を受けました。

審議会では、諮問事項について、熊本市の環境特性や都市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、積極的かつ慎重に審議を進めてきました。

このたび、熊本市環境基本条例が制定以降初めて全面的に見直されたところであり、当条例の趣旨に沿った計画となるために、本答申をまとめたものです。

2 審議経過

第1回

開催日時	令和3年3月31日（水）10時00分から11時40分まで
諮問	第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方

第2回

開催日時	令和3年5月21日（金）10時00分から11時25分まで
審議事項	第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方について
審議内容	たたき台をもとに議論

第3回

開催日時	令和3年7月28日（水）10時00分から11時18分まで
審議事項	第4次熊本市環境総合計画骨子（案）について
審議内容	以下の項目を中心に議論 計画の期間、基本理念（目指す都市像）、基本方針、施策体系、重点的取組

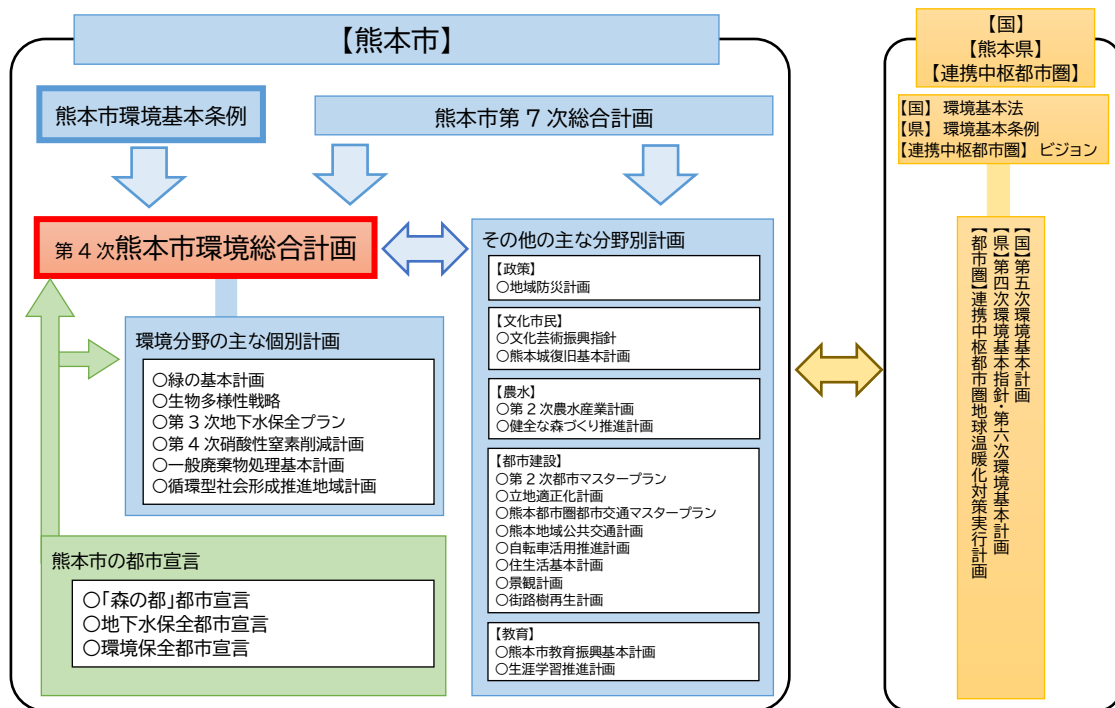
第4回

開催日時	令和3年10月28日（木）10時00分から11時40分まで
審議事項	第4次熊本市環境総合計画答申書（案）について
審議内容	答申案を議論

3 計画の基本的事項について

(1) 計画の位置づけ

第4次熊本市環境総合計画（以下、「第4次計画」という。）は、環境行政のマスタープランであり、熊本市の最上位計画である熊本市第7次総合計画のめざす都市像「上質な生活都市」を環境面から実現していく役割を担うとともに、環境分野の個別計画の方向性を示す役割を担うものである。



(図 計画の位置づけ)

(2) 計画策定の視点

第4次計画は、以下の「ア 第3次計画の振り返り」や「イ 熊本市を取り巻く環境の現状と課題」を踏まえて制定以後初めて全面的な見直しを行った「ウ 熊本市環境基本条例の改正」における考え方に基づくとともに、「エ 関連計画の整合」を図りながら、策定されることが望ましい。

ア 第3次計画の振り返り

温室効果ガス排出量の削減や地下水保全、家庭ごみのリサイクル率の向上など、環境保全の改善が図られたものの、計画全体の目標値である「良好な環境が守られていると感じる市民の割合（目標値 75.0%）」は 57.4%に留まっており目標を達成できていない。第4次計画においては、第3次計画における環境保全の取組を引き続き積極的に進めるとともに、検証における課題への対応（環境教育の推進、市民等の参画と協働等）を盛り込むことが望ましい。

加えて、熊本市の取組状況の情報発信を積極的に行うことが望ましい。

イ 熊本市を取り巻く環境の現状と課題

以下に掲げた動向を踏まえた計画が望ましい。

(7) 国内外の動向

持続可能な開発目標（SDGs）、第五次環境基本計画、地球温暖化対策、海洋プラスチックによる地球規模での環境汚染、食品ロスの削減の推進に関する法律の制定、生物多様性の損失、持続可能な開発のための教育（ESD）、地震や近年の集中豪雨等の激甚化する災害、人口減少・少子高齢化

(イ) 熊本県の動向

2050年熊本県内CO₂排出実質ゼロ宣言、第四次熊本県環境基本指針、第六次熊本県環境基本計画

(ウ) 熊本連携中枢都市圏

熊本連携中枢都市圏ビジョン、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言、気候非常事態宣言、地球温暖化対策実行計画

ウ 熊本市環境基本条例の改正

上記アやイを踏まえ、時代に即した新たな環境課題への対応を図るため、令和3年6月に当審議会で答申し、令和3年10月1日に施行された熊本市環境基本条例の考え方に基づいた計画とされたい。主な考え方を以下に示す。

- (ア) 地域から地球規模の視点をもって環境課題に取り組む
- (イ) 持続可能な開発目標（SDGs）
- (ウ) 新たに発生した環境課題への対応（自然共生社会の構築、循環型社会の構築、地球環境の保全等）
- (エ) 環境影響評価の導入
- (オ) 環境教育の推進
- (カ) 参画と協働

エ 関連計画との整合

熊本市の最上位計画である熊本市第7次総合計画や、熊本市における各分野の計画と整合を図りながら策定されることが望ましい。

また、今後改定を行う環境分野における個別分野計画は、本計画が示す方向性を取り入れながら、個別分野計画の改定時期に改定されることが望ましい。

(3) 計画の対象区域

第4次計画の対象区域は、熊本市全域とされることが望ましい。

ただし、熊本市の区域内にとどまらない環境問題については、国や県、他の地方公共団体と連携した広域的な取組を行うことが重要である。

(4) 計画期間

計画の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間で望ましい。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間の中間年度である令和 8 年度に中間見直しを行うことが望ましい。

(5) 計画における環境の範囲

本計画における環境の範囲は、本市の歴史や時代の変化を踏まえ、持続可能な社会を実現するために、身近な生活から地球規模までの幅広い環境を対象とし、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる「生活環境」、「自然環境」、「歴史的及び文化的環境」、「地球環境」とされたい。

4 計画の理念・基本方針について

(1) 基本理念（目指す都市像）

熊本市では、恵まれた環境を守るため、「森の都」都市宣言に関する決議、地下水保全都市宣言に関する決議、環境保全都市宣言を重ね、様々な環境保全に官民一体となって取り組んできた。

しかしながら、生物多様性の損失、地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境課題が一層深刻化するなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化している。

持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要であり、また、持続可能な状態で将来へ引き継いでいく責務がある。

これらの考え方を踏まえ、**「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」**を基本理念（目指す都市像）として掲げられたい。

(2) 基本方針

前述の基本理念（目指す都市像）の実現に向け、今後の 10 年間の方向性は、環境基本条例第 6 条に沿った内容を基本方針として設定することが望ましい。

また、同条例第 8 条から第 10 条に掲げる市の取組は横断的な取組であることから、基本方針に加えて設定することが望ましい。なお、基本方針は、市民にも理解しやすい表現とされたい。

基本方針 1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

基本方針 2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる

基本方針 3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

基本方針 4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

基本方針 5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

基本方針 6 地域から行動し、地球環境をまもる

基本方針 7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

5 基本計画について

(1) 施策体系

前述の基本方針の下位に施策、取組、具体的取組を設定されることが望ましい。

ア 施策

前述のとおり、熊本市環境基本条例に沿った施策を設定されることが望ましい。

基本方針 1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

施策 1-1 安全・安心な生活環境対策を推進する

施策 1-2 良好な景観を形成する

施策 1-3 快適な都市・居住空間を創出する

基本方針 2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる

施策 2-1 地下水や河川を保全する

施策 2-2 森林と緑地を保全し、創出する

基本方針 3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

施策 3-1 文化財等を保存し活用する

施策 3-2 文化活動を推進する

基本方針 4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

施策 4-1 生物多様性を保全する

施策 4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する

基本方針 5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

施策 5-1 廃棄物の発生を抑制する

施策 5-2 資源の循環的な利用を促進する

施策 5-3 廃棄物を適正に処理する

基本方針 6 地域から行動し、地球環境をまもる

施策 6-1 地球温暖化対策を推進する

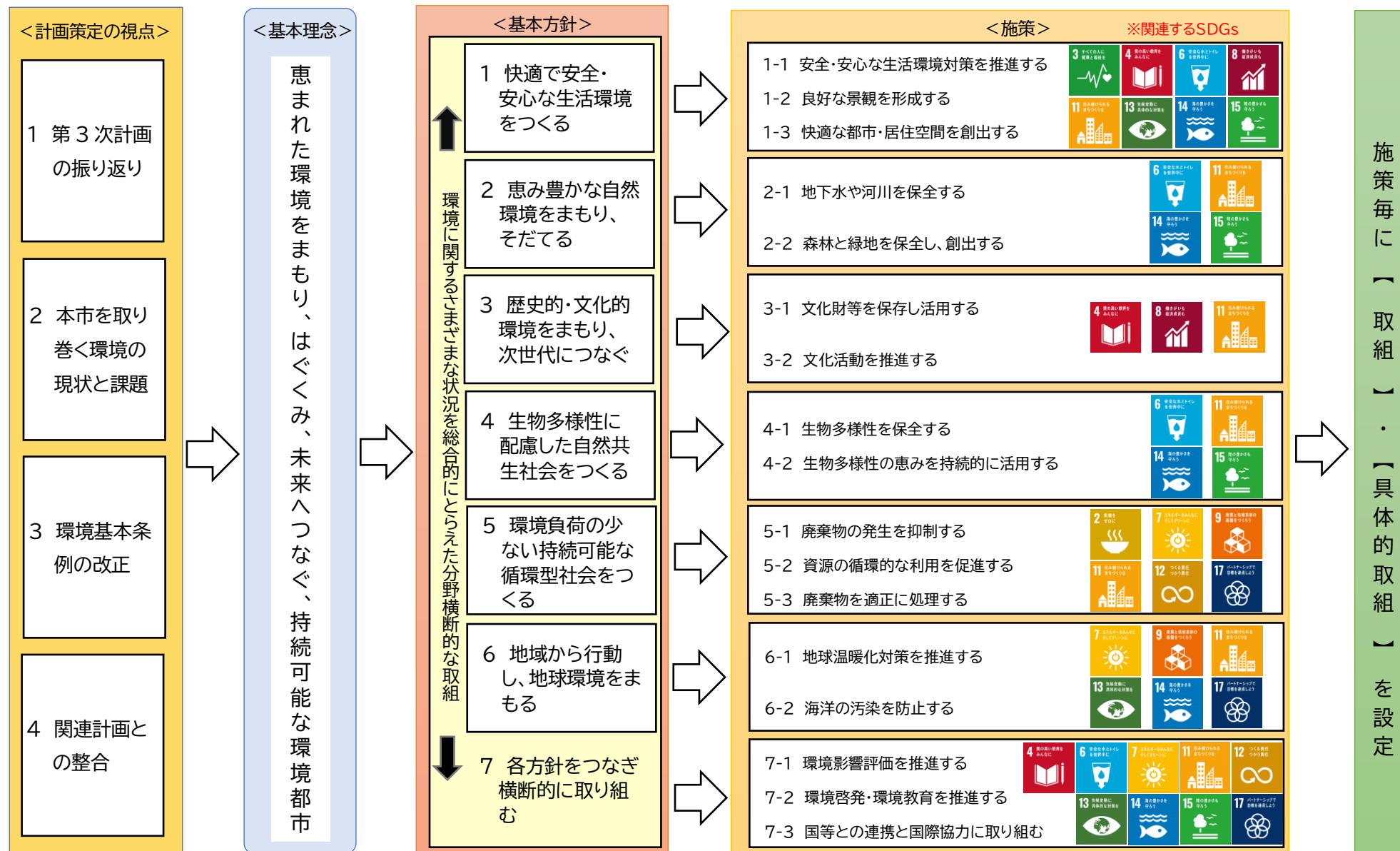
施策 6-2 海洋の汚染を防止する

基本方針 7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

施策 7-1 環境影響評価を推進する

施策 7-2 環境啓発・環境教育を推進する

施策 7-3 国等との連携と国際協力に取り組む



(図 施策体系図)

イ 取組及び具体的取組

前述の基本方針及び施策を踏まえ、熊本市で検討されたい。なお、検討にあたっては、その内容を審議会へ報告するとともに、審議会の意見を考慮の上、取組及び具体的取組を検討されたい。

(2) 達成指標及び成果指標について

計画全体の達成状況を測るため、達成指標（KGI・重要目標達成指標）を設定することが望ましい。

「良好な環境の確保」という条例の目的を踏まえると、現計画における計画の全体的な指標である「良好な環境が守られていると感じる市民の割合」を達成指標とされたい。

また、施策の進捗状況を測るため、成果指標（KPI・重要業績評価指数）を設定することが適当であり、熊本市で成果指標を検討されたい。なお、検討にあたっては、その内容を審議会へ報告するとともに、審議会の意見を考慮の上、成果指標を検討されたい。

(3) 重点的取組について

第4次計画では、基本理念（目指す都市像）の実現に向け、7つの基本方針を掲げ、17の施策を総合的に推進するが、熊本市第7次総合計画の「まちづくりの重点的取組」に掲げた優先的取組と、国を挙げた最優先課題への対応のための取組として、以下の取組を掲げることが望ましい。

重点的取組1 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進
～ アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェア
を契機とした、継続・発展的な取組展開 ～

重点的取組2 持続可能な脱炭素社会の実現
～ 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指して～

6 SDGsの目標との関連性について

国際課題への対応と、環境・経済・社会に関わる複合的な課題解決の取組であることを示すために、各取組をSDGsに関連づけることが望ましい。

7 計画の推進について

(1) 推進体制

ア 組織横断的な計画構築及び推進

環境・経済・社会の統合的向上を図るとともに、環境分野間の横断的取組を推進するため、本計画に基づき熊本市の良好な環境の確保に関する施策を推進することが望ましい。

イ 多様な主体との協働・連携の体制

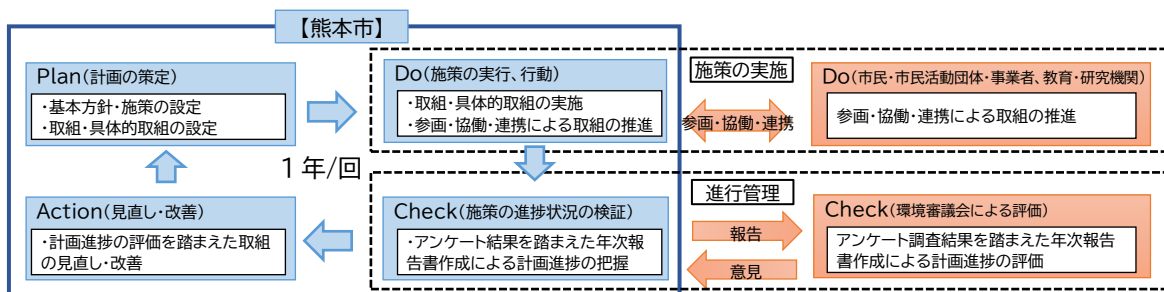
市内における各分野の横のつながりを確保しながら、様々な環境分野で活動する市民、市民団体、事業者、大学等の教育・研究機関といった各主体の参画・協働・連携に向けた取組を推進することが望ましい。さらに、広域的な環境課題の解決を図るため、国や県、連携中枢都市圏やその他の地方公共団体との連携を充実させることも重要である。

ウ 計画の外部評価体制・進捗管理

第4次計画の進捗管理はPDCAサイクルを繰り返すことにより行われることが望ましい。(下図参照)

この中で、熊本市において第4次計画の推進状況を毎年度取りまとめ、熊本市の環境の状況の把握・評価の実施に加え、審議会へ報告されたい。審議会では、報告に基づき意見を述べ、熊本市は必要に応じてこれを環境分野の個別計画の運用及び施策に反映させ、熊本市における良好な環境の確保に取り組むことが望ましい。

また、熊本市の良好な環境の確保について、市民の意識を把握するため、市民アンケートを毎年度実施することが望ましい。



(図 PDCA による計画の進捗管理)

(2) 計画の見直し

計画5年目となる令和8年度に中間見直し（改定）を行うことが望ましい。改定にあたっては、計画の根幹である、基本理念（目指す都市像）、基本方針は変更しないこととし、以下の項目を見直すことが望ましい。

ア 施策以下の見直し

- (ア) 本計画策定以後に制定・改定された関係法令・関連計画との整合を図る。
- (イ) 社会情勢の変化や新たな環境問題への対応を図る。

イ 成果指標の見直し

関連計画の改定などによる目標値の変化や、現状に即さない成果指標を見直す必要がある。

8 おわりに

熊本市はこの答申内容を踏まえ、基本理念（目指す都市像）である「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」の実現に向け、熊本市にふさわしい環境総合計画が取りまとめられることを期待します。